

# 支援対象判定フロー図(概要版)

事業の形態は、法人ですか、個人事業主ですか

法人

個人

野田市に住民登録をされていますか

いいえ

はい

野田市内に営業所がある貨物自動車運送事業者で、  
下記の括弧書に該当する。

いいえ

令和4年12月1日までに

■一般/特定貨物自動車運送事業の許可を受けている。

又は

■貨物軽自動車運送事業の届出を行っている。

はい

申請日以降も引き続き、  
貨物自動車運送事業を継続する意向がある。

いいえ

はい

令和4年12月1日時点で、以下のすべてを満たす車両を所有（リース・割賦販売可）していますか？（※レンタカーは不可）

■野田市内の営業所に配置された自ら走行する事業用自動車である。（被けん引車は含まない）。

■事業用自動車（緑ナンバーor黒ナンバー車）で野田ナンバーである。

■貨物自動車運送事業に用いている車両である。

■自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が野田市内である。

■自動車検査証に記載された有効期間の満了する日が、令和4年12月1日以降である。（※検査対象外軽自動車を除く）

いいえ

はい

- ・一般/特定貨物自動車運送事業用の自動車1台につき  
25,000円を支援
- ・貨物軽自動車運送事業用の自動車（二輪含む）1台につき  
10,000円を支援

自家用自動車等は  
支給対象となりません  
（白ナンバーや黄色ナンバーの自動車等）

野田市内に本社をおく貨物運送事業者は、500,000円を上限とする  
野田市外に本社をおき、野田市内に営業所をおく貨物運送事業者は、  
250,000円を上限とする

支給対象になりません